

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

事業所名	置戸町介護予防支援事業所（置戸町地域包括支援センター）
所在地	099-1115 常呂郡置戸町字置戸246番地の3 電話番号：52-3309 FAX：52-3348
事業者指定番号	0105000020
管理者・連絡先	置戸町地域福祉センター健康推進係長 木根里子 099-1115 常呂郡置戸町字置戸246番地の3 電話番号：52-3333 FAX：52-3348
サービス提供地域	置戸町全域

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	1名
介護支援専門員	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	3名（常勤 3名、非常勤 1名）
社会福祉士	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	1名（常勤 1名、非常勤 1名）
事務担当職員	介護報酬請求事務等	1名（常勤 1名、非常勤 1名）

3 営業時間

区 分	平 日	土曜日	祝祭日
営 業 時 間	8：30～17：15	—	—

平日夜間・土曜日終日・祝祭日終日(年末年始 12/30～1/4)は、電話により相談受付しています。
受付先：特別養護老人ホーム「緑清園」 電話：52-3355

4 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の自己負担がありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、一旦1ヶ月あたり別記のと通りの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

後日、サービス提供証明書を置戸町地域福祉センター窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

算 定 項 目	要支援区分（要支援1・要支援2）
介 護 予 防 支 援 費	4,420円
初 回 加 算	3,000円
委 託 連 携 加 算	3,000円

5 サービスの方針等

- (1) 利用者が可能な限り居宅生活を営むことが出来るよう配慮し、心身の状況・環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
- (2) 事業実施に当たっては、関係市町村、介護保険施設等との関係機関と密接な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公正中立な業務に努めます。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっての留意事項

- (1) サービス事業者の選定にあたっては、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- (2) 利用者は介護予防プランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- (3) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- (4) 介護支援専門員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (5) 介護支援専門員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この場合において、介護支援専門員は、介護予防プランを作成した際には、当該介護予防プランを主治の医師等に交付いたします。
- (6) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

7 虐待の防止について

介護支援専門員（事業者）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 介護支援専門員（事業者）は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを置戸町に通報します。

8 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者(置戸町)、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、結果の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償等、速やかに対応し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 相談窓口、苦情対応

利用者に対する介護予防支援提供により苦情を受けつけた場合には、当該苦情の内容を記録し、必要時保険者(置戸町)の指導助言を受けながら、迅速かつ適切な対応を講じます。また、国民健康保険団体連合会への申し出に関しても、同様に適切な対応を講じます。

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

置戸町地域包括支援センター内	電話番号	52-3333
	fax 番号	52-3348
	相談員(管理者)	木根 里子
	対応時間	月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 平日夜間・土曜日・祝祭日～「3」の営業時間と同じ

○次の公的機関において苦情申出等ができます。

置戸町の 介護保険相談窓口	所在地	常呂郡置戸町字置戸246番地の3
	電話番号	52-3333
	fax 番号	52-3348
	対応時間	月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
北海道国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161(総務部介護保険課企画苦情係)
	fax 番号	011-233-2178
	利用時間	月～金曜日の午前9時～午後

○苦情処理を行なうための処理手順

- ①相談担当者による事情確認を行なう
- ②管理者を含めての検討会議(会議を行わない場合は管理者へ処理結果報告)を行なう
- ③利用者様への謝罪等、具体的な対応を行なう
- ④記録保管と再発防止に努める

10 法人の概要

名称・法人種別	置戸町(公立)
代表者名	置戸町長 深川 正美
所在地・電話	置戸町字置戸246番地の3 (0157) 52-3309